

様式3

企画提案審査方式による選定結果一覧表

公 表 項 目	内 容	
1 契約名	富士トラムネットワーク構想・基本計画策定支援業務委託	
2 審査年月日	令和7年7月24日	
3 評価基準、配点及び評価	(業者) 東急株式会社	(業者) A社
(評価基準) 類似事業の経験 (配点：50)	40	44
(評価基準) 専門知識・交通事業者の知見 (配点：75)	66	63
(評価基準) 実施体制・法令遵守・個人情報保護体制 (配点：50)	40	42
(評価基準) 本事業の目的に対する基本的な考え方 ・スケジュール (配点：75)	66	54
(評価基準) 各種調査・分析 (配点：75)	63	54
(評価基準) 富士トラムネットワーク構想策定 (配点：50)	42	44
(評価基準) 基本計画策定 (配点：75)	63	57
(評価基準) その他 (配点：25)	18	19
(評価基準) 見積金額 (配点：25)	25	25
4 総合評価の審査結果 (合計：500)	423	402
5 契約の方法	企画提案審査随意契約	
6 落札者(契約者)の名称	東急株式会社	
7 契約締結年月日	令和7年8月8日	
8 契約金額(税込)	38,500,000円	

9 随意契約の理由及び根拠法令	本事業は、世界文化遺産であり日本の象徴である富士山の課題を解決するための事業であり、多くの複雑な権利関係があるとともに、交通インフラの整備を目的とした専門性の高いものである。また、富士トラムの整備・運行は大型の官民連携事業を想定しており、高度な専門的知識のみならず、地域の合意形成を図るための企画力やノウハウが要求される。 更には、富士山における富士トラムの導入については、事業内容の企画段階から民間事業者が参画し、様々な専門的知見を生かすことを想定している。事業の参画への判断に資するものとして当該基本計画を策定するものであり、行政では持ち合わせていない専門的な知見に基づいた基本計画の策定が重要である。 このことから、価格のみの競争では評価することができず、経験とノウハウを有する事業者からの提案を受け、目的達成のために最も効果的な企画を提案した者を選定することが適当と考える。 以上より、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とし、山梨県財務規則第137条第3項に規定する特別の理由がある場合に該当するものとして、見積合わせを省略する。 (根拠法令) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
10 所属名	新価値・地域創造推進局 山梨・富士山未来課